

平成 27 年 9 月 2 日

各 位

住 所 神戸市東灘区向洋町西 5 丁目 9 番
会 社 名 株式会社トーホー
(コード番号:8142 東証第 1 部、福証)
代 表 者 代表取締役社長 上野 裕一

「新電力」導入地区の拡大に関するお知らせ

トーホーグループ（以下「当社グループ」という）は、今後も高止まりが見込まれる電力コストへの対応として、本年 4 月 1 日から九州地区の 51 事業所、同年 6 月 1 日から関西地区の 65 事業所において、使用する電力の一部について新電力（特定規模電気事業者）への切替えを実施してまいりましたが、今回、導入地区を関東地区、中部地区及び中国地区に拡大することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、新たに拡大する地区につきましては、平成 27 年 10 月 1 日以降随時、新電力との電力売買契約を締結し、使用する電力の一部について受給を開始する予定です。

当社グループでは、今年も電気代の値上げにより電力コストの上昇が見込まれます。そのような中、先に新電力の一部導入を行った九州地区及び関西地区、並びに今回新たに導入する関東地区、中部地区及び中国地区を合わせ、年間で約 50 百万円（下表「導入効果」参照）、電力コストの上昇を緩和できると見込んでおります。

■ 新電力の導入について

	先行導入地区		今回導入地区		
導 入 地 区	九州地区 (九州電力管内)	関西地区 (関西電力管内)	関東地区 (東京電力管内)	中部地区 (中部電力管内)	中国地区 (中国電力管内)
対 象 事 業 所 数	51 事業所	65 事業所	22 事業所	11 事業所	15 事業所
受 給 開 始 時 期	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 6 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日以降随時		
導 入 効 果	年間約 40 百万円 ※電力コスト上昇額に対する緩和効果		年間約 10 百万円 ※電力コスト削減効果		

（注）新電力（特定規模電気事業者）とは

既存の一般電気事業者（東京電力等）には該当せず、契約電力が 50 k W以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者のこと。

以上

□■□■ 本件お問合せ先 ■□■□

株式会社トーホー グループ戦略部 内田・松野まで TEL 078-845-2523